【現行保安規定】 別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備(第33、34条関係)

設 備 及 び 機 器 名 称	
(1) UF 6蒸発加水分解設備(工場棟)	
(2) 焙焼還元設備(工場棟)	
(3)粉砕充填設備(工場棟)	
(4) ウラン回収設備(工場棟)	
(5) ウラン回収設備(除染室・分析室)	
(6) ウラン回収設備(シリンダ洗浄棟)	
(7) 圧縮成型設備(工場棟)	
(8)粉末輸送設備(工場棟)	
(9) 焼結設備 (工場棟)	
(10) 研削設備(工場棟)	
(11) 粉末再生設備(工場棟)	
(12) 圧縮成型設備 (加工棟)	
(13) 焼結設備 (加工棟)	
(14) 研削設備 (加工棟)	
(15) 粉末再生設備 (加工棟)	
(16) 燃料棒補修設備(工場棟)	
(17) 燃料棒組立設備 (工場棟)	
(18) 燃料棒輸送設備(工場棟)	
(19) 燃料棒組立設備(加工棟)	
(20) 燃料集合体組立設備 (工場棟)	
(21) 原料貯蔵設備 (工場棟)	
(22) 粉末貯蔵設備 (工場棟)	
(23) 粉末貯蔵設備 (工場棟)	
(24) U02ペレット貯蔵設備 (工場棟)	
(25) 燃料棒貯蔵設備(工場棟)	
(26) 粉末貯蔵設備 (加工棟)	
(27) U02ペレット貯蔵設備 (加工棟)	
(28) 燃料棒貯蔵設備(加工棟)	
(29) 原料貯蔵設備(原料貯蔵所)	-
(30) 粉末貯蔵設備(除染室・分析室)	
(31) 粉末貯蔵設備(第2核燃料倉庫)	
(32) 粉末貯蔵設備(第3核燃料倉庫)	
(33) U02ペレット貯蔵設備(第3核燃	
(34) 燃料棒貯蔵設備(第3核燃料倉庫)	
(35) 洗浄残渣貯蔵設備(シリンダ洗浄棟)	
(36) ペレット検査設備(工場棟)	
(37) ペレット検査設備(加工棟)	
(38) 分析設備(付属建物分析室,工場棟分光分析室)	
(39) 放射性気体廃棄物廃棄設備	
(40) 放射性液体廃棄物廃棄設備	
(41) 非常用電源設備	

【補正	申請】
別表	第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関
	設 備 及 び 機 器 名 称
(1)	<u>UF 6蒸発・加水分解設備(工場棟)</u>
(2)	<u> 固液分離設備(工場棟)</u>
(3)	<u>乾燥設備(工場棟)</u>
	焙焼還元設備(工場棟)
(<u>5</u>)	混合設備(工場棟)
	ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)
	<u>ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)</u>
	<u>ウラン回収設備 (第3系列) (除染室・分析室)</u>
	<u>ウラン回収設備 (第4系列) (シリンダ洗浄棟)</u>
(<u>10</u>)	圧縮成型設備(工場棟)
(11)	焼結設備(工場棟)
	粉末再生設備(工場棟)
	圧縮成型設備 (加工棟)
(<u>15</u>)	焼結設備(加工棟)
(17)	粉末再生設備(加工棟)
(<u>18</u>)	燃料棒補修設備(工場棟)
(<u>19</u>)	燃料棒組立設備(工場棟)
(20)	燃料棒組立設備(加工棟)
	燃料集合体組立設備(工場棟)
	原料貯蔵設備(工場棟)
	粉末貯蔵設備(工場棟)
	粉末貯蔵設備(工場棟)
(25)	002ペレット貯蔵設備(工場棟)
(26)	燃料棒貯蔵設備(工場棟)
(27)	粉末貯蔵設備(加工棟)
(28)	UO2ペレット貯蔵設備(加工棟)
(<u>29</u>)	燃料棒貯蔵設備(加工棟)
(30)	原料貯蔵設備 (原料貯蔵所)
(<u>31</u>)	粉末貯蔵設備(除染室・分析室)
(<u>32</u>)	粉末貯蔵設備(第2核燃料倉庫)
(33)	粉末貯蔵設備(第3核燃料倉庫)
(<u>34</u>)	UO ₂ ペレット貯蔵設備(第3核燃料倉庫)
(<u>35</u>)	燃料棒貯蔵設備(第3核燃料倉庫)
(<u>36</u>)	洗浄残渣貯蔵設備(シリンダ洗浄棟)
(12)	ペレット検査設備(工場棟)
(16)	ペレット検査設備(加工棟)
(43)	分析設備(除染室・分析室 分析室, 工場棟分光分析室)
	放射性気体廃棄物廃棄設備
(<u>45</u>)	放射性液体廃棄物廃棄設備
(<u>46</u>)	非常用電源設備
(47)	放射線管理設備
(37)	秤量設備(工場棟)
	·····································

(38) 秤量設備(除染室·分析室) (39) 秤量設備(加工棟)

(40) 秤量設備(原料貯蔵所) (41) 秤量設備(第3核燃料倉庫) (42) 秤量設備(除染室・分析室 分析室)

	設備及び機器名称
	UF ₆ 蒸発・加水分解設備(工場棟)
	<u> </u>
(3)	<u>乾燥設備(工場棟)</u>
	焙焼還元設備(工場棟)
	混合設備(工場棟)
	ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)
	ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)
	ウラン回収設備(第3系列)(除染室・分析室)
	ウラン回収設備(第4系列)(シリンダ洗浄棟)
	圧縮成型設備(工場棟)
	焼結設備(工場棟)
	_ペレット検査設備(工場棟)
	粉末再生設備(工場棟)
<u> </u>	圧縮成型設備(加工棟)
	焼結設備(加工棟)
	ペレット検査設備(加工棟)
	粉末再生設備(加工棟)
	燃料棒補修設備(工場棟)
	燃料棒組立設備(工場棟)
	燃料棒組立設備(加工棟)
_	燃料集合体組立設備(工場棟)
	原料貯蔵設備(工場棟)
	粉末貯蔵設備(工場棟)
_	粉末貯蔵設備(工場棟)
_	U02ペレット貯蔵設備(工場棟)
_	燃料棒貯蔵設備(工場棟)
_	粉末貯蔵設備(加工棟)
_	U02ペレット貯蔵設備(加工棟)
	燃料棒貯蔵設備(加工棟)
	原料貯蔵設備(原料貯蔵所) 粉末貯蔵設備(除染室・分析室)
	粉末貯蔵設備(第2核燃料倉庫)
	粉末貯蔵設備(第3核燃料倉庫) U0 ₂ ペレット貯蔵設備(第3核燃料倉庫)
	燃料棒貯蔵設備(第3核燃料倉庫)
	洗浄残渣貯蔵設備(シリンダ洗浄棟)
_	<u> </u>
	<u>11 = 13 (</u>
	秤量設備(加工棟)
	<u>工工工程 (原料貯蔵所)</u> 秤量設備(原料貯蔵所)
	平量設備(第3核燃料倉庫)
	- 千里 改備(33.03 総代
	分析設備(除染室・分析室 分析室, 工場棟分光分析室)
(40)	<u> </u>

(<u>46</u>) 非常用電源設備

(47) 放射線管理設備

(<u>44</u>)放射性気体廃棄物廃棄設備 (<u>45</u>) 放射性液体廃棄物廃棄設備

【参考資料④】

設備及び機器名称	_	The Title act.	4		-a #: - · · · ·	1			
. 茶祭果	員数	安全機能 番号	管理内容	所属	設備及び機器名称	員数	安全機能番号	管理内容	改訂理由
<u>· 蒸発器</u>	4基	2	・蒸発器の温度を121℃以下にする	(1)	<u>・蒸発器 (UF。シリンダ)</u>	4基	2	・蒸発器の温度を121℃以下にする	_
・ロータリーキルン	2基	94	・ロータリーキルンの温度を500°C以上, 1000°C以下にする	(4)	・ロータリーキルン	2基	94	・ロータリーキルンの温度を500℃以上、 1000℃以下にする	_
・リサイクル粉投入ボックス	2基	89	・ウラン量を核的制限値以下にする	(4)	・リサイクル粉投入ボックス	2基	89	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・ヒュームフード	1基	242	・ウラン量を核的制限値以下にする	(7)	<u>・ヒュームフード(1)</u>	1基	242	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・サンプリング台	1基	123	・ウラン量を核的制限値以下にする	(5)	・サンプリング台	1基	123	・ウラン量を核的制限値以下にする	
<u>・粉末フィーダ</u>	1基	158 159	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	<u>・原料フードボックス</u>	1基	158 159	・ウラン量を核的制限値以下にする	・粉末フィーダは仕様表では原料フードボックス として記載しているため、それに合わせるもの。
・溶解槽	1基	161	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・溶解槽	1基	161	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・遠心ろ過機	1基	166	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・遠心ろ過機	1基	166	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・溶解液受槽	1基	167	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・溶解液受槽	1基	167	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・沈殿槽	1基	170	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・沈殿槽	1基	170	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・遠心分離機	1基	172	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・遠心分離機	1基	172	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・乾燥機	1基	174	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・乾燥機	1基	174	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・ろ過機 (廃液用)	1基	188	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・ろ過機 (廃液用)	1基	188	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
<u>• 箱形乾燥機(1)</u>	1基	<u>180</u>	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・箱形乾燥機	2基	180	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
箱形乾燥機(2)	1基	180	・ウラン量を核的制限値以下にする						・箱形乾燥機2基につき仕様表では1枚で記載して ため、それに合わせるもの。
• 解砕機	1基	193	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・解砕機	1基	193	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・箱型乾燥機	1基	244	・ウラン量を核的制限値以下にする	(7)	・箱型乾燥機	1基	244	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
<u>・ヒュームフード</u>	1基	243	・ウラン量を核的制限値以下にする	(7)	・ヒュームフード(2)	1基	243	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・粉砕機	1基	237	・ウラン量を核的制限値以下にする	(7)	・粉砕機	1基	237	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・投入ボックス	2基	211	・ウラン量を核的制限値以下にする	(7)	・投入ボックス	2基	211	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
<u>・スクラップ仮焼炉</u>	1基	239	・ウラン量を核的制限値以下にする	(7)	<u>・スクラップ仮焼炉(仮焼部)</u>	1基	239	 ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを500℃以上の仮焼温度で0.5時間以上 仮焼する 	・H/II=0.5を担保するための運転条件として従前 応済みである項目につき明文化するもの。社内し ある三次文書から今回、認可文書である保安規定 するもの。
				(7)	・スクラップ仮焼炉(冷却部)	1基	239	・ウラン量を核的制限値以下にする	・スクラップ仮焼炉は仮焼部と冷却部の2つがまめ、2つに分けて記載するもの。
- ポリビン(溶液・スラリー)用台車	1台	70	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(2)	・ 金属容器(溶液・スラリ)用台車	1台	70	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目 れるため、「制限」に変更するもの。
・乾燥トレイ用台車	2台	181	- 別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(6)	・乾燥トレイ用台車	2台	181	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・仕様表では「2基」と記載しているが、他の台わせて「2台」と標記した。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目 れるため、「制限」に変更するもの。
・仮焼ポート用台車	1台	240	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(7)	・仮焼ポート用台車	1台	240	・別表第2第2項の <mark>制限</mark> 以下で取り扱う	・仕様表では「1基」と記載しているが、他の台 わせて「1台」と標記した。 ・別表第2字第2項に記載の核的制限値以外の項目 れるため、「制限」に変更するもの。
・粉末回収ボックス	1基	248	・ウラン量を核的制限値以下にする	(8)	・粉末回収ボックス	1基	248	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・沈殿槽	2基	259	・ウラン量を核的制限値以下にする	(9)	· 洗浄残渣沈殿槽	2基	259	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
								<u>・複数の運転員により試薬投入量を確認する</u>	・廃液側にウランが移行するリスクを回避するた数の連転員によりダブルチェックすることを新ため、記載するもの。
								- 複数の運転員により試薬投入後の反応完了を 確認する	・廃液側にウランが移行するリスクを回避するが数の運転員によりダブルチェックすることを新かめ、記載するもの。
								・複数の運転員により遠心分離機への通液系統 <u>を確認する</u>	・廃液側にウランが移行するリスクを回避する 数の運転員によりダブルチェックすることを新 め、記載するもの。
・遠心分離機	1基	262	・ウラン量を核的制限値以下にする	(9)	・遠心分離機	1 基	262	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・繰返し粉投入ボックス	1基	272	・ウラン量を核的制限値以下にする	(10)	・繰返し粉投入ボックス	1 基	272	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
- 扒十件亩壮平	4 #	200	・カート・ラナサの制限は以下による						・火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するか をポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に容器で
<u>・粉末集塵装置</u>	4基	<u>289</u>	<u>・ウラン量を核的制限値以下にする</u>						たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制度したため削除。
・フードボックス (1)	1基	315	・ウラン量を核的制限値以下にする	(10)	・フードボックス(1)	1 基	315	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・フードボックス (2)	1基	316	・ウラン量を核的制限値以下にする	(10)	・フードボックス(2)	1 基	316	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・フードボックス (3)	1基	317	・ウラン量を核的制限値以下にする	(10)	・フードボックス(3)	1 基	317	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・試験用プレス	1基	313	・ウラン量を核的制限値以下にする	(10)	・試験用プレス	1 基	313	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
. 明林 > ギ ··· 4 >		274	・ウラン量を核的制限値以下にする	(10)	・明替えボックス	1 基	274	・ウラン量を核的制限値以下にする	-
・明替えボックス	1基							•	
・明替えボックス ・小分けボックス	1基	293	・ウラン量を核的制限値以下にする						・火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するをポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に容器たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制
<u>・小分けボックス</u>	1基			(10)	・毎海!松木ッパム市	2.4	264	・別事策?第2番の 制度 以下で取り扱う	をポリビン (粉末) から金属容器(粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項
		293 264	- ウラン量を核的制限値以下にする - 別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(10)	・繰返し粉ホッパ台車	2台	264	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	をポリビン (粉末) から金属容器 (粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。
<u>・小分けボックス</u>	1基			(10)	<u>・繰返し粉ホッパ台車</u> ・連続焼結炉	2台 2基	264	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う ・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする	をポリビン (粉末) から金属容器 (粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。
・小分けボックス・繰返し粉搬送装置 (ホッパー)・連続焼結炉	<u>1基</u> <u>1台</u> 2基	264 318	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする	(11)	・連続焼結炉	2基	318	 連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする 	をポリビン (粉末) から金属容器(粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 ・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。
・小分けボックス・繰返し物搬送装置 (ホッパー)	<u>1基</u>	264	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	H				・ <u>連続</u> 焼結炉の温度を1850°C以下にする	をポリビン (粉末) から金属容器 (粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 ・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続
・小分けボックス・繰返し粉搬送装置 (ホッパー)・連続焼結炉	<u>1基</u> <u>1台</u> 2基	264 318	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする	(11)	・連続焼結炉	2基	318	 連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする 	をポリビン (粉末) から金属容器(粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 ・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。
・小分けボックス ・繰返し粉搬送装置 (ホッパー) ・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉	1基 1台 2基 1基	264 318 326	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉	2基	318 326	 連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ウラン量を核的制限値以下にする パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする 	をポリビン (粉末) から金属容器(粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 ・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。
 ・小分けボックス ・繰返し粉搬送装置 (ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) 	1基 1台 2基 1基 1台 2基	264 318 326 348 359	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(11) (11) (13) (13) (13)	 連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) 	2基 1基 1台 2基 2基	318 326 348 359 359	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	をポリピン (粉末) から金属容器(粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 ・バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。
 ・小分けボックス ・繰返し粉搬送装置 (ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) 	1基 1台 2基 1基 1台	264 318 326 348	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(11) (11) (13) (13)	 連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) 	2基 1基 1台 2基	318 326 348 359	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	をポリピン (粉末) から金属容器(粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 ・バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。
・小分けボックス ・繰返し粉搬送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉	1基 1台 2基 1基 1台 2基	264 318 326 348 359	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13)	 連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) 	2基 1基 1台 2基 2基	318 326 348 359 359	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	をポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 ・バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。
・小分けボックス ・繰返し粉搬送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉	1基 1台 2基 1基 1台 2基	264 318 326 348 359	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13)	 連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) 	2基 1基 1台 2基 2基	318 326 348 359 359	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを150°C以上の乾燥温度で1.5時間以上	をポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 ・バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ー ー ー ・H/U=0.5を担保するための運転条件として新
・小分けボックス ・繰返し粉搬送装置 (ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機	1	264 318 326 348 359	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (13) (13) (13) (13)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削屑乾燥機	2 基 1 基 1 台 2 基 2 基 2 基	318 326 348 359 359 354	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の割限以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを150°C以上の乾燥温度で1.5時間以上乾燥させる	をポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 ・バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ー ー ー ・H/U=0.5を担保するための運転条件として新
・小分けボックス ・繰返し粉搬送装置 (ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収屑乾燥機 ・洗浄ボックス	1 基 1 台 2 基 1 台 2 基 2 基 2 基 2 基	264 318 326 348 359 354	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (13) (13) (13) (13) (13)	 連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削屏乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) 	2 基 1 基 1 台 2 基 2 基 2 基	318 326 348 359 359 354	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・別表第2第2項の割限以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを150°C以上の乾燥温度で1.5時間以上 乾燥させる ・ウラン量を核的制限値以下にする	をポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 ・バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ー ー ー ・H/U=0.5を担保するための運転条件として新
・小分けボックス ・繰返し粉嫩送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収屑乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス	1基 1台 2基 1基 1台 2基 2基 2基	264 318 326 348 359 354 347 364	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程)	2	318 326 348 359 359 354 347 364	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン全を核的制限値以下にする ・ウランを50°C以上の乾燥温度で1.5時間以上乾燥させる ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	をポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に容器 たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制 更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 ・バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ー ー ー ・H/U=0.5を担保するための運転条件として新
・小分けボックス ・繰返し粉嫩送装置 (ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス (1,2系酸化)	1 基 1 台 2 基 1 台 2 基 2 基 2 基 2 基	264 318 326 348 359 354 347 364	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (13) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程)	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・ ウラン量を核的制限値以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・小分けボックス ・繰返し粉嫩送装置 (ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス (1.2系酸化 明替用) ・粉末集塵装置	1 ± 1 ± 1 ± 1 ± 2 ± 2 ± 2 ± 2 ± 2 ± 2 ±	264 318 326 348 359 354 347 364 356	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (13) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程)	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・小分けボックス ・・繰返し粉嫩送装置 (ホッパー) ・連続焼結炉 ・・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス (1.2系酸化 明替用) ・粉末集塵装置 ・・粉末明替用7-ドボックス(1)	1 基 1 台 2 基 1 台 2 基 2 基 2 基 2 基 2 基 2 基 1 基	264 318 326 348 359 354 347 364 356	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	 連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削屏乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) 	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356 356	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・ ウラン量を核的制限値以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・小分けボックス ・・総返し物搬送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス(1,2系酸化 明替用) ・粉末明替用フードボックス(1) ・粉末明替用フードボックス(2)	1 基 1 台 2 基 1 台 2 基 1 台 2 基 2 基 2 基 1 基 2 基 1 基 2 基 1 基 1 基	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392, 405 376	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850で以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	 連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削屑乾燥機 ・洗浄ボックス (研削工程) ・洗浄ボックス (圧縮成型工程) ・フードボックス(5) ・フードボックス(1) ・フードボックス(2) 	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356 356 376	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器とことに伴い、質量管理から形状管理に核的制更したため削除。 ・別素第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・ ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・ ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
・・小分けボックス ・繰返し粉嫩送装置 (ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス ・フードボックス ・カードボックス ・カードボックス ・ 砂末明替用フードボックス(1) ・粉末明替用フードボックス(2) ・粉末飾分機(1)用電動リフター	1 基 1 台 2 基 1 台 2 基 2 基 2 基 2 基 2 基 2 基 1 基	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392,405	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削再乾燥機 ・洗浄ボックス (研削工程) ・洗浄ボックス (圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5)	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356 356 376 371	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の創度以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器 を上とに作い、質量管理から形状管理に核的制更したため削除。 ・別素第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・ 世界のでは、
・・小分けボックス ・・総返し物搬送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス(1,2系酸化 明替用) ・粉末明替用フードボックス(1) ・粉末明替用フードボックス(2)	1 基 1 台 2 基 1 台 2 基 1 台 2 基 2 基 2 基 1 基 2 基 1 基 2 基 1 基 1 基	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392, 405 376	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850で以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	 連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削屑乾燥機 ・洗浄ボックス (研削工程) ・洗浄ボックス (圧縮成型工程) ・フードボックス(5) ・フードボックス(1) ・フードボックス(2) 	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356 356 376	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器とことに伴い、質量管理から形状管理に核的制度したため削除。 ・別素第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・記工認に記載した熱的制限値を追記。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
・・小分けボックス ・繰返し粉嫩送装置 (ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス ・フードボックス ・カードボックス ・カードボックス ・ 砂末明替用フードボックス(1) ・粉末明替用フードボックス(2) ・粉末飾分機(1)用電動リフター	1基 1台 2基 1台 2基 2基 2基 2基 1基 2基 1基 1基 1去 1去 1台	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392,405 376 376	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850で以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削再乾燥機 ・洗浄ボックス (研削工程) ・洗浄ボックス (圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5)	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356 356 376 371	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・別表第2第2項の制度は以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器たことに作い、質量管理から形状管理に核的制更したため削除。 ・別表第2第2項限に配載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・・・設工認に記載した熱の制限値を追記。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・小分けボックス ・縁返し粉嫩送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス(1, 2系酸化 明替用) ・粉末頻替用フードボックス(1) ・粉末明替用フードボックス(2) ・粉末篩分機(1)用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・	1 基 1 台 2 基 1 基 1 台 2 基 2 基 2 基 2 基 1 基 1 基 1 去 1 由	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392, 405 376 371 371	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	 ・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・プードボックス(1) ・フードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2) 	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356 376 376 371	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限切下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ カラン量を核的制限値以下にする ・ カラン量を核の制限値以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器 更したため削除。 - 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 - バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。 - 設工認に記載した熱的制限値を追記。 - 一
・・小分けボックス ・・結返し粉機送装置(ホッパー) ・・達続焼結炉 ・・バッチ式小型焼結炉 ・・ローター用台車(1) ・・酸化炉 ・・回収屑乾燥機 ・・洗浄ボックス ・・フードボックス ・・フードボックス ・・フードボックス ・・フードボックス ・・フードボックス ・・カ末・乗塵装置 ・・粉末・明替用フードボックス(1) ・・粉末・卵替用フードボックス(1) ・・粉末・筋分機(1)用電動リフター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1基 1台 2基 1台 2基 2基 2基 1基 1基 1基 1台 1台 1台	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392, 405 376 376 371 371 386 404	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850で以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・フードボックス(1) ・コードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2) ・電動リフタ(3)	2 基 1 基 1 台 2 基 2 基 2 基 1 基 1 基 1 基 1 基 1 台 1 台 1 台	318 326 348 359 359 354 347 364 356 376 376 371 371 386 404	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容勢 更したため削除。 - 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 - バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。 - 設工認に記載した熱的制限値を追記。 - ・ 設工認に記載した熱的制限値を追記。 - ・ 以災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避する事るもの。 - ・ 火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するをポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器にとに伴い、質量管理から形状管理に核的制度したため削除。 - ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 - 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 - 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。
・・小分けボックス ・縁返し粉嫩送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス(1, 2系酸化 明替用) ・粉末頻替用フードボックス(1) ・粉末明替用フードボックス(2) ・粉末篩分機(1)用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・	1 基 1 台 2 基 1 台 2 基 2 基 1 基 1 基 1 台 1 台	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392, 405 376 371 371	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(2) ・酸化炉(2) ・研削系乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・フードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2)	2基 1基 1台 2基 2基 2基 1基 1基 1基 1台 1台	318 326 348 359 359 354 347 364 356 376 371 371 386	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限切下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ カラン量を核的制限値以下にする ・ カラン量を核の制限値以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容勢 更したため削除。 - 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 - バッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。 - 設工認に記載した熱的制限値を追記。 - ・ 設工認に記載した熱的制限値を追記。 - ・ 以災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避する事るもの。 - ・ 火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するをポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器にとに伴い、質量管理から形状管理に核的制度したため削除。 - ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 - 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 - 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。
・・小分けボックス ・・結返し粉機送装置(ホッパー) ・・達続焼結炉 ・・バッチ式小型焼結炉 ・・ローター用台車(1) ・・酸化炉 ・・回収屑乾燥機 ・・洗浄ボックス ・・フードボックス ・・フードボックス ・・フードボックス ・・フードボックス ・・フードボックス ・・カ末・乗塵装置 ・・粉末・明替用フードボックス(1) ・・粉末・卵替用フードボックス(1) ・・粉末・筋分機(1)用電動リフター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1基 1台 2基 1台 2基 2基 2基 1基 1基 1基 1台 1台 1台	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392, 405 376 376 371 371 386 404	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850で以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・フードボックス(1) ・コードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2) ・電動リフタ(3)	2 基 1 基 1 台 2 基 2 基 2 基 1 基 1 基 1 基 1 基 1 台 1 台 1 台	318 326 348 359 359 354 347 364 356 376 376 371 371 386 404	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下にする ・カーシー・カーン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器とことに伴い、質量管理から形状管理に核的制更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・ 以災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するもの。 ・ 火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するもの。 ・ 火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するとだしたとに伴い、質量管理から形状管理に核的制更したととに伴い、質量管理から形状管理に核的制更したため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。
・・小分けボックス ・・繰返し粉搬送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス ・フードボックス ・フードボックス(1, 2系酸化 明替用) ・粉末明替用フードボックス(1) ・粉末明替用フードボックス(2) ・粉末篩分機(1)用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・本成型プレス用電動リフター ・連続焼結炉	1基 1台 2基 1台 2基 2基 1基 1台 1台 1台 1台 1基	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392,405 376 371 371 386 404 408	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(2) ・酸化炉(2) ・研削系乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程) ・フードボックス(5) ・フードボックス(1) ・フードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2) ・電動リフタ(3) ・電動リフタ(4)	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356 356 376 371 371 386 404 408	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ウラン量を核の制限値以下にする ・ ツラン量を核の制限値以下にする ・ ツラン量を核の制度以下で取り扱う ・ 別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・ 別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・ 別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・ 連続焼結炉の温度を1850°C以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容勢 更したため削除。 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 れるため、「制限」に変更するもの。 ・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 一 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
・・小分けボックス ・・総返し物搬送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・・パッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス ・フードボックス ・フードボックス(1, 2系酸化 明替用) ・粉末り替用フードボックス(1) ・粉末明替用フードボックス(2) ・粉末飾分機(1)用電動リフター ・ 地末篩分機(2)用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・本成型プレス用電動リフター ・連続焼結炉 ・ローター用台車(2)	1基 1台 2基 1台 2基 2基 2基 1基 1台	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392, 405 376 371 371 386 404 408	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	 連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削屏乾燥機 ・洗浄ボックス (研削工程) ・洗浄ボックス (圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・プードボックス(1) ・フードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2) ・電動リフタ(3) ・電動リフタ(4) ・連続焼結炉 ・ロータ用台車(2) 	2 基 1 基 1 台 2 基 2 基 2 基 1 基 1 基 1 基 1 告 1 台 1 台 1 台 1 台	318 326 348 359 359 354 347 364 356 376 376 371 371 386 404 408 428	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器更したため削除。 - 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項かるため、「制限」に変更するもの。 - パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。 - 設工認に記載した熱的制限値を追記。
・・小分けボックス ・・結返し粉機送装置(ホッパー) ・・達練焼結炉 ・・バッチ式小型焼結炉 ・・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・・回収屑乾燥機 ・・洗浄ボックス ・・フードボックス ・・フードボックス ・・フードボックス ・・フードボックス ・・フードボックス ・・カま磨装置 ・・粉末明替用フードボックス(1) ・・粉末明替用フードボックス(2) ・・粉末飾分機(2)用電動リフター ・・中型混合機用電動リフター ・・中型混合機用電動リフター ・・車線焼結炉 ・・ローター用台車(2) ・酸化炉	1基 1台 2基 1台 2基 2基 1基 1台 1台 1台 1台 1台 1去 1台 1基 1台 1基	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392, 405 376 371 371 386 404 408 428 435	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850で以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	 ・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・プードボックス(1) ・プードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2) ・電動リフタ(3) ・連続焼結炉 ・ロータ用台車(2) ・酸化炉 	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356 356 376 371 371 386 404 408 428 435	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッデ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・パッデ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・カースを対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容納 更したため削除。 - 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 ・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 - ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 - ・ ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
・・小分けボックス ・・繰返し粉搬送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス ・フードボックス ・フードボックス ・カ末集塵装置 ・粉末明替用フードボックス(1) ・粉末明替用フードボックス(2) ・粉末飾分機(1)用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・連続焼結炉 ・ローター用台車(2) ・酸化炉 ・スクラップ回収装置	1基 1台 2基 1台 2基 2基 1基 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1基 1台 1基	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392,405 376 371 371 386 404 408 428 435 432	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(2) ・酸化炉(2) ・研削屑乾燥機 ・洗浄ボックス (研削工程) ・洗浄ボックス (研削工程) ・洗浄ボックス (圧縮成型工程) ・フードボックス(5) ・フードボックス(5) ・フードボックス(1) ・フードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(3) ・電動リフタ(4) ・連続焼結炉 ・ロータ用台車(2) ・酸化炉 ・研削屑乾燥機	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356 356 376 371 371 386 404 408 428 435 432	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カールを発生の温度を1850°C以下にする ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを100°C以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器 医とことに伴い、質量管理から形状管理に核的制更したため削除。 - 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項かるため、「制限」に変更するもの。 - ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 - ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
・・小分けボックス ・・総返し粉搬送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス(1.2系酸化 明替用) ・粉末明替用フードボックス(1) ・粉末明替用フードボックス(2) ・粉末篩分機(1)用電動リフター ・・ 地末篩分機(2)用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・車球焼結炉 ・ローター用台車(2) ・酸化炉 ・スクラップ回収装置 ・洗浄ボックス ・洗浄ボックス ・洗浄ボックス ・・洗浄ボックス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1基 1台 2基 1台 2基 2基 2基 1基 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1基 1基 2基	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392,405 376 371 371 386 404 408 428 435 432	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	 ・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削屑乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・プードボックス(1) ・フードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(3) ・電動リフタ(4) ・連続焼結炉 ・ロータ用台車(2) ・酸化炉 ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス 	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356 356 376 371 371 386 404 408 428 435 432	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチボル型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・パッチボル型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを100°C以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる ・ウラン量を核的制限値以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容勢とことに作い、質量管理から形状管理に核的制更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項 ・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・ H/U=0.5を担保するための運転条件として新するもの。 ・ 火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避する事るもの。 ・ 火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するをポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容制をたことに伴い、質量管理から形状管理に核的制度したため削除。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。
・・小分けボックス ・・総返し物搬送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・・パッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス ・フードボックス ・カ末期替用フードボックス(1) ・粉末期替用フードボックス(2) ・粉末篩分機(1)用電動リフター ・・粉末篩分機(2)用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・車球焼結炉 ・ローター用台車(2) ・酸化炉 ・スクラップ回収装置 ・洗浄ボックス ・粉末再生フードボックス ・粉末再生フードボックス ・	1基 1台 2基 1台 2基 2基 1基 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1岩 2基 1基	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392,405 376 371 371 386 404 408 428 435 432	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・カーション量を核的制限値以下で取り扱う ・カーション量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削屑乾燥機 ・洗浄ボックス (研削工程) ・洗浄ボックス (研削工程) ・洗浄ボックス (圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・プードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2) ・電動リフタ(3) ・運動リフタ(4) ・連続焼結炉 ・ロータ用台車(2) ・酸化炉 ・研削屑乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス(3)	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356 376 376 371 371 386 404 408 428 435 432	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチボル型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・パッチボル型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・別表第2第2項の制限は以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウランを100°C以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる ・ウラン量を核的制限値以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器たことに作い、質量管理から形状管理に核的制更したため削除。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・
・・小分けボックス ・ ・・結返し物機送装置 (ホッパー) ・ 連続焼結炉 ・ ・・バッチ式小型焼結炉 ・ ・ローター用台車(1) ・ ・酸化炉 ・ ・回収屑乾燥機 ・ ・洗浄ボックス ・ ・フードボックス ・ ・フードボックス (1.2系酸化 明替用) ・ ・粉末明替用フードボックス(1) ・ ・粉末明替用フードボックス(1) ・ ・粉末師分機(1)用電動リフター ・ ・・均末筋分機(2)用電動リフター ・ ・中型混合機用電動リフター ・ ・連続焼結炉 ・ ・ローター用台車(2) ・ ・酸化炉 ・ ・スクラップ回収装置 ・ ・洗浄ボックス ・ ・粉末再生フードボックス ・ ・1002明替ボックス ・ ・1002明替ボックス	1基 1台 2基 1基 1台 2基 2基 1基 1台 1台 1台 1台 1台 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392, 405 376 376 371 371 386 404 408 428 435 432	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850で以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	 ・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・フードボックス(1) ・フードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2) ・電動リフタ(3) ・電動リフタ(4) ・連続焼結炉 ・ロータ用台車(2) ・酸化炉 ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス ・ブードボックス(3) ・U02明替ボックス 	2	318 326 348 359 359 359 354 347 364 356 356 376 371 371 386 404 408 428 435 432	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ カーシー・カーシー・カーシー・カーシー・カーシー・カーシー・カーシー・カーシ	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容納更したため削除。 - 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 - パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。 - 設工認に記載した熱的制限値を追記。
・・小分けボックス ・・総返し物搬送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・・パッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス ・フードボックス ・カ末期替用フードボックス(1) ・粉末期替用フードボックス(2) ・粉末篩分機(1)用電動リフター ・・粉末篩分機(2)用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・車球焼結炉 ・ローター用台車(2) ・酸化炉 ・スクラップ回収装置 ・洗浄ボックス ・粉末再生フードボックス ・粉末再生フードボックス ・	1基 1台 2基 1台 2基 2基 1基 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1岩 2基 1基	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392,405 376 371 371 386 404 408 428 435 432	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・カーション量を核的制限値以下で取り扱う ・カーション量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削屑乾燥機 ・洗浄ボックス (研削工程) ・洗浄ボックス (研削工程) ・洗浄ボックス (圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・プードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2) ・電動リフタ(3) ・運動リフタ(4) ・連続焼結炉 ・ロータ用台車(2) ・酸化炉 ・研削屑乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス(3)	2	318 326 348 359 359 354 347 364 356 376 376 371 371 386 404 408 428 435 432	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチボル型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・パッチボル型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・別表第2第2項の制限は以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウランを100°C以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる ・ウラン量を核的制限値以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容納更したため削除。 - 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 - パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。 - 設工認に記載した熱的制限値を追記。
・・小分けボックス ・ ・・結返し物機送装置 (ホッパー) ・ 連続焼結炉 ・ ・・バッチ式小型焼結炉 ・ ・ローター用台車(1) ・ ・酸化炉 ・ ・回収屑乾燥機 ・ ・洗浄ボックス ・ ・フードボックス ・ ・フードボックス (1.2系酸化 明替用) ・ ・粉末明替用フードボックス(1) ・ ・粉末明替用フードボックス(1) ・ ・粉末師分機(1)用電動リフター ・ ・・均末筋分機(2)用電動リフター ・ ・中型混合機用電動リフター ・ ・連続焼結炉 ・ ・ローター用台車(2) ・ ・酸化炉 ・ ・スクラップ回収装置 ・ ・洗浄ボックス ・ ・粉末再生フードボックス ・ ・1002明替ボックス ・ ・1002明替ボックス	1基 1台 2基 1基 1台 2基 2基 1基 1台 1台 1台 1台 1台 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392, 405 376 376 371 371 386 404 408 428 435 432	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850で以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	 ・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・フードボックス(1) ・フードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2) ・電動リフタ(3) ・電動リフタ(4) ・連続焼結炉 ・ロータ用台車(2) ・酸化炉 ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス ・ブードボックス(3) ・U02明替ボックス 	2	318 326 348 359 359 359 354 347 364 356 356 376 371 371 386 404 408 428 435 432	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ カーシー・カーシー・カーシー・カーシー・カーシー・カーシー・カーシー・カーシ	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器をしたしたにい、質量管理から形状管理に核的制更したため削除。 ・別素第2第2項に記載の核的制限値以外の項・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・ 設工認に記載した熱の制限値を追記。 ・ ・ 設工認に記載した熱の制限値を追記。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
・・小分けボックス ・・結返し粉機送装置 (ホッパー) ・連続焼結炉 ・・バッチ式小型焼結炉 ・・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・・直収屑乾燥機 ・・洗浄ボックス ・・フードボックス (1, 2系酸化 明替用) ・・粉末頻整用フードボックス(1) ・・粉末明替用フードボックス(2) ・・粉末飾分機(2)用電動リフター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1基 1台 2基 1基 2基 2基 2基 1基 1台 1台 1台 1台 1基 1基 2基 2基 1基 1基 2基 1基 2基 1台 1台	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392,405 376 371 371 386 404 408 428 435 432 427 434 449	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・カラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	 ・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・プードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2) ・電動リフタ(3) ・電動リフタ(4) ・連続焼結炉 ・ロータ用台車(2) ・酸化炉 ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス ・プードボックス(3) ・U02明替ボックス ・ペレットトレイ用台車(3) ・ロッドチャンネル用台車(3) ・ロッドチャンネル用台車(3) 	2 基 1 基 1 台 2 基 2 基 1 基 1 基 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 岩 1 岩 2 基 1 基 1 名 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名	318 326 348 359 359 354 347 364 356 356 376 371 371 386 404 408 428 427 434 449 442	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下で取り扱う	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器をしたしたにい、質量管理から形状管理に核的制更したため削除。 ・別素第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・ 設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・ 投入場所のウラン粉末漏洩のリスクを回避するをポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容器をよしたに、質量管理から形状管理に核的制更したため削除。 ・ 別素第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別素第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別素第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別素第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別素第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別素第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項れるが、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるが、「制限」に変更するもの。 ・ 別表第2第2項限:記載の核的制限値以外の項れるが、「制限」に変更するもの。
・・小分けボックス ・線返し物搬送装置(ホッパー) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉 ・ローター用台車(1) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス (1.2系酸化 明替用) ・粉末集塵装置 ・粉末明替用フードボックス(1) ・粉末等付援(1)用電動リフター ・粉末篩分機(2)用電動リフター ・や型混合機用電動リフター ・中型混合機用電動リフター ・車続焼結炉 ・ローター用台車(2) ・酸化炉 ・スクラップ回収装置 ・洗浄ボックス ・粉末再生フードボックス ・パレットトレイ用台車(3)	1基 1台 2基 1 基 1台 2基 2基 1基 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1基 1台 1基 2基 1基 2基 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 4 5 6 7 8 9 9 1 1 2 2 2 2 2 2 2 3 4 4 5 6 6 <td>264 318 326 348 359 354 347 364 356 392, 405 376 376 371 371 386 404 408 428 435 432 427 434 449 442 583</td> <td>・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・カーション量を核的制限値以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td>(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)</td> <td> ・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削屑乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・プードボックス(1) ・プードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(3) ・電動リフタ(3) ・電動リフタ(4) ・連続焼結炉 ・ロータ用台車(2) ・酸化炉 ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス ・プードボックス(3) ・パレットトレイ用台車(3) </td> <td>2 基 1 基 2 基 1 基 1 告 1 告 1 告 1 告 1 告 1 告 1 告 1 基 1 是 1 是 1 是 1 是 1 是 1 是 1 是 1 是 1 是</td> <td>318 326 348 359 359 359 354 347 364 356 356 376 371 371 386 404 408 428 428 427 434 449 442 583</td> <td>・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチボル型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・パッチボル型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・ 連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする</td> <td>をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容粉更したため削除。 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・脱工認に記載した熱的制限値を追記。 ・脱工認に記載した熱的制限値を追記。 ・脱八=0.5を担保するための運転条件として新するもの。 一 ー ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</td>	264 318 326 348 359 354 347 364 356 392, 405 376 376 371 371 386 404 408 428 435 432 427 434 449 442 583	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・カーション量を核的制限値以下で取り扱う ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	(11) (11) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	 ・連続焼結炉 ・パッチ式小型焼結炉 ・ロータ用台車(1) ・酸化炉(1) ・酸化炉(2) ・研削屑乾燥機 ・洗浄ボックス(研削工程) ・洗浄ボックス(圧縮成型工程) ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・プードボックス(1) ・プードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(3) ・電動リフタ(3) ・電動リフタ(4) ・連続焼結炉 ・ロータ用台車(2) ・酸化炉 ・研削層乾燥機 ・洗浄ボックス ・プードボックス(3) ・パレットトレイ用台車(3) 	2 基 1 基 2 基 1 基 1 告 1 告 1 告 1 告 1 告 1 告 1 告 1 基 1 是 1 是 1 是 1 是 1 是 1 是 1 是 1 是 1 是	318 326 348 359 359 359 354 347 364 356 356 376 371 371 386 404 408 428 428 427 434 449 442 583	・連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチボル型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・パッチボル型焼結炉の温度を1850°C以下にする ・ 別表第2第2項の制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・別表第2第3項の制度以下で取り扱う ・ 連続焼結炉の温度を1850°C以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核的制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする ・カラン量を核の制限値以下にする	をポリピン(粉末)から金属容器(粉末)に容粉更したため削除。 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項れるため、「制限」に変更するもの。 ・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続た。 ・設工認に記載した熱的制限値を追記。 ・脱工認に記載した熱的制限値を追記。 ・脱工認に記載した熱的制限値を追記。 ・脱八=0.5を担保するための運転条件として新するもの。 一 ー ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

[参考資料④]

【現行保安規定】別表第1-3 保安上特に管理を	<u>- 必</u> 要とす	る設備	(第33、34条関係)	【補正申	請】別表第1-3 保安上特に管理を必要とする討	設備 (第33,34条関係)		
設 備 及 び 機 器 名 称	員数	安全機能番号	管 理 内 容	所属	設備及び機器名称	員数	安全機能番号	管 理 内 容	改訂理由
・運搬台車	2台	472	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(21)	・ 運搬台車	2台	472	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・シリンダ貯蔵架台	1式	491	<u>・シリンダミルシート</u> のH/Uを確認する(注 1)	(22)	・シリンダ貯蔵架台	1式	491	<u>・UF_。の材料証明書</u> のH/Uを確認する(注1)	・表現の適正化(シリンダミルシート→UF6の材料証明書)
・シリンダ転倒装置	1基	493	<u>・シリンダミルシート</u> のH/Uを確認する(注 1)	(22)	・シリンダ転倒装置	1基	493	<u>・UF₆の材料証明書</u> のH/Uを確認する(注 1)	・表現の適正化(シリンダミルシート→UF6の材料証明書)
<u>· 秤</u>	1基	撤去	<u>・シリンダミルシートのH/Uを確認する(注1)</u>						・撤去に伴い削除
• 中間仕掛品一時貯蔵棚	2基	507	・ウラン量を核的制限値以下にする	(23)		2基	507	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・運搬台車	7基	504	・ウラン量を核的制限値以下にする	(23)	・運搬台車 ・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	7基	504	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	1基	<u>502</u>	・ウラン量を核的制限値以下にする	(23)	<u>(転換加工室)</u>	1基	502	・ウラン量を核的制限値以下にする	・別素筆り筆り頂に到轍の技動即はいたのでロようご
<u>・ポリビン(粉末)用台車(1)</u>	1台	509	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(23)	・金属容器(粉末)用台車(1)	1台	509	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ポリ容器・SUS容器用台車(1)	1台	500	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(23)	<u>• SUS容器用台車(3)</u>	1台	500	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ポリ容器・SUS容器用台車(2)	1台	501	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(23)	• SUS容器用台車 (4)	1台	501	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
• 粉末一時貯蔵棚	4基	510	・ウラン量を核的制限値以下にする	(24)	・フクラップ時帯棚(松本田)	4基	510	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
<u>・スクラップ貯蔵棚(粉末用)</u> 	16基	514	・ウラン量を核的制限値以下にする	(24)	<u>(ペレット加工室)</u>	16基	514	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・ポリ容器・SUS容器用台車(1)	1台	500	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(24)	<u>・SUS容器用台車(3)</u>	1台	500	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
<u>・ポリビン(粉末)用台車(2)</u>	2台	513	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(24)	・金属容器(粉末)用台車(2)	2台	513	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・大型粉末容器用台車	1台	497	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(24)	• 大型粉末容器用台車	1台	497	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・スクラップ貯蔵棚(ペレット用)	2基	554	・ウラン量を核的制限値以下にする	(25)		2基	554	・ウラン量を核的制限値以下にする	
<u>・ペレットポリビン用台車(1)</u>	1台	556	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(25)	<u>・金属容器(ペレット)用台車(1)</u>	1台	556	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	れるため、「制限」に変更するもの。
・ボート (焼結) 用台車(1)	1台	552	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(25)	・ボート (焼結) 用台車(1)	1台	552	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ボート (焼結) 用台車(2)	2台	553	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(25)	・ボート (焼結) 用台車(2)	2台	553	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ペレットトレイ用台車(1)	1台	561	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(25)	・ペレットトレイ用台車(1)	1台	561	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
· 金属缶用台車(1)	1台	563	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(25)	· 金属缶用台車(1)	1台	563	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(1)	1台	<u>559</u>	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(25)	・仕上りペレット貯蔵棚用台車	2台	559 560	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)	1台	<u>560</u>	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う						・仕上りペレット貯蔵棚用台車2台につき仕様表では1枚で記載しているため、それに合わせるもの。
・ロッドチャンネル用台車(1)	1台	580	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(26)	・ロッドチャンネル用台車(1)	1台	580	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ロッドチャンネル用台車(2)	1台	582	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(26)	・ロッドチャンネル用台車(2)	1台	582	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・原料粉末貯蔵棚	1式	523	・ウラン量を核的制限値以下にする	(27)	• 原料粉末貯蔵棚	2基	523	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	<u>1式</u>	526	・ウラン量を核的制限値以下にする	(27)	・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	<u>4基</u>	526	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・粉末一時貯蔵棚 - フードボックス	<u>5基</u> 1基	517 522	・ウラン量を核的制限値以下にする・・ウラン量を核的制限値以下にする	(27)	・粉末一時貯蔵棚・フードボックス (4)	<u>6基</u> 1基	517 522	・ウラン量を核的制限値以下にする・ウラン量を核的制限値以下にする	
・SUS容器用台車(1)	1台	520	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(27)	・SUS容器用台車(1)	1台	520	 ・別表第2第2項の<u>制限</u>以下で取り扱う 	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ポリビン (粉末) 用台車(3)	2台	521	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(27)	<u>・金属容器 (粉末) 用台車(3)</u>	2台	521	 ・別表第2第2項の<u>制限</u>以下で取り扱う 	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含ま
- 粉末貯蔵室(1)用電動リフター	1台	525	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(27)	- 電動リフタ (5)	1台	525	 ・別表第2第3項の<u>制限</u>以下で取り扱う 	れるため、「制限」に変更するもの。 ・別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項目も含ま
					<u>・電動リフタ (6)</u>		528	 ・別表第2第3項の<u>制限</u>以下で取り扱う ・別表第2第3項の<u>制限</u>以下で取り扱う 	れるため、「制限」に変更するもの。 ・別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項目も含ま
<u>・粉末貯蔵室(2)用電動リフター</u>	1台	528	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(27)		1台			れるため、「制限」に変更するもの。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含ま
・ボート (焼結) 用台車(3)	1台	568	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(28)	・ボート (焼結) 用台車(3)	1台	568	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。 - 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含ま
・ボート (焼結) 用台車(4)	1台	569	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(28)	・ボート (焼結) 用台車(4)	1台	569	・別表第2第2項の <mark>制限</mark> 以下で取り扱う	れるため、「制限」に変更するもの。
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	574	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(28)	・仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	574	・別表第2第2項の <mark>制限</mark> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	575	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(28)	・仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	575	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ロッドチャンネル用台車 (4)	1台	588	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(29)	・ロッドチャンネル用台車(4)	1台	588	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・シリンダ貯蔵ピット ・シリンダ転倒装置	1式	487 489	<u>・シリンダミルシート</u> のH/Uを確認する(注 1) ・シリンダミルシートのH/Uを確認する(注 1)	(30)	・シリンダ貯蔵ピット ・シリンダ転倒装置 (原料貯蔵所)	1式	487 489	<u>・UF₆の材料証明書</u> のH/Uを確認する(注 1) <u>・UF₆の材料証明書</u> のH/Uを確認する(注 1)	・表現の適正化(シリンダミルシート→UF6の材料証明書)・表現の適正化(シリンダミルシート→UF6の材料証明書)
・シリンダ転倒装直 <u>・秤</u>	1基	922	<u>・シリンダミルシート</u> のH/Uを確認する(注 1) <u>・シリンダミルシート</u> のH/Uを確認する(注 1)	(40)	 ・シリンダ転倒装直(<u>原料貯蔵所)</u> ・UF g シリンダ秤量器 	1台	922	<u>・UF₆の材料証明書</u> のH/Uを確認する(注 1) <u>・UF₆の材料証明書</u> のH/Uを確認する(注 1)	・表現の適正化(シリンダミルシート→UF6の材料証明書) - 表現の適正化(シリンダミルシート→UF6の材料証明書)
・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	4基	<u>529</u>	・ウラン量を核的制限値以下にする	(31)	- スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (作業室(2))	4 基	529	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	1式	532	・ウラン量を核的制限値以下にする	(32)	・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	58基	532	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・第2核燃料倉庫用電動リフター	1台	534	・別表第2第3項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(32)	_(第2核燃料倉庫) - 電動リフタ	1台	534	・別表第2第3項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるよう。 「制限」に変更するます。
・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	1式	540	・ウラン量を核的制限値以下にする	(33)	・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	1式	540	・ウラン量を核的制限値以下にする	れるため、「制限」に変更するもの。
・粉末回収・ペレット取扱ボックス	1基	535	・ウラン量を核的制限値以下にする	(33)	(第3核燃料倉庫) ・粉末回収・ペレット取扱ボックス	1基	535	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
and the second s		-							・事業許可変更に伴い粉末輸送容器に収納された粉末の 核燃料物質のH/川を他計から高みカスニととしたため追
<u>・クレーン</u>	1基	<u>544</u>	・ <u>ウラン量</u> を核的制限値以下にする	(33)	<u>・クレーン(第3核燃料倉庫)</u>	1基	544	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書 のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・積載数を核的制限値以下にする	核燃料物質のH/Uを他社から受入れることとしたため追加した。 ・クレーンで吊る他社缶等の数に制限があるため、積電
					auget men (+ t t)				数の制限を記載した。 - 別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含ま
• SUS容器用台車 (2)	3台	539	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(33)	- SUS容器用台車 (2)	3台	539	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	れるため、「制限」に変更するもの。
· 他社缶用台車	3台	538	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(33)	・他社缶用台車	3台	538	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・内容器用台車	6台	537	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(33)	・内容器用台車	6台	537	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・金属缶用台車(2)	1台	577	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(34)	・金属缶用台車(2)	1台	577	・別表第2第2項の <mark>制限</mark> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ロッドチャンネル用台車(5)	1台	591	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(35)	・ロッドチャンネル用台車(5)	1台	591	・別表第2第2項の <mark>制限</mark> 以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
<u>・ロッドチャンネル用リフター</u>	1台	592	・別表第2第3項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(35)	<u>・ロッドチャンネル用リフタ</u>	1台	592	・別表第2第3項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	・別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・洗浄残渣貯蔵棚	<u>1式</u>	598	・ウラン量を核的制限値以下にする	(36)	・ 洗浄残渣貯蔵棚	3基	598	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・洗浄残渣コンベア	1基	599	・ウラン量を核的制限値以下にする	(36)	・洗浄残渣コンベア	1基	599	・ウラン量を核的制限値以下にする	
<u>・チャッキングリフト</u>	1基	600	・ウラン量を核的制限値以下にする			\rightarrow			除。 ・質量管理から形状管理に核的制限値を変更したため背
・棚搬入コンベア	1基	601	・ウラン量を核的制限値以下にする	(36)	,华海建态扩起地	1.4	ene.	・ウラン最大技的料理はロエによる	除。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
· 洗净残渣乾燥機	1基	605	・ウラン量を核的制限値以下にする <u>洗浄残渣乾燥機の温度を運転制限値</u>	(36)	・洗浄残渣乾燥機	<u>1式</u>	605	・ウラン量を核的制限値以下にする	
			(200°C) 以下にする						
<u>・洗浄残渣明替フードボックス</u>	_1基	604	・ウラン量を核的制限値以下にする						・洗浄残渣明替フードボックスは仕様表では洗浄残渣剤 燥機の一部として記載しているため、それに合わせるも
									o.
77 to 2 to	<u>1基</u>	606	・ウラン量を核的制限値以下にする			_			・火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するため容易をポリビン (粉末) から金属容器(粉末)に容器を変更したことに伴い、質量管理から形状管理に核的制限値を刻
<u>・回転混合機</u>	<u> </u>					Г	1		たことに伴い、質量管理から形状管理に核的制限値を多更したため削除。 ・仕様表では「1基」と記載しているが、他の台車とを
- 回転混合機		602	・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(36)	<u>• SUS容器用台車 (5)</u>	1台	602	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	わせて「1台」と標記した。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含ま
・ポリ容器用台車	1台		' -						れるため、「制限」に変更するもの。
	7基	344	・ウラン量を核的制限値以下にする	(12)	・ペレット外観検査装置	7基	344	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・ポリ容器用台車・ペレット外観検査装置 (ポリビン部)	7基	344			金属容器(ペレット)受				_
・ボリ容器用台車・ベレット外観検査装置			・ウラン量を核的制限値以下にする	(12)		7基	425	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	_
・ポリ容器用台車 ・ペレット外観検査装置	7基	344			金属容器(ペレット)受				

【参考資料④】

【現行保安規定】別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関係)

員数

1台

1式

1式

1基

1式

1式

1式

1式

1式

1式

752~761

772**~**775

572

907

908

608~706

707~726 ・設備の機能を常に確保する

・設備の機能を常に確保する

・設備の機能を常に確保する

・設備の機能を常に確保する

・設備の機能を常に確保する

1式 727~751 ・設備の機能を常に確保する

設 備 及 び 機 器 名 称

・廃液処理設備(1)(転換工場)

・廃液処理設備(3)(シリンダ

· 廃液処理設備(4)(加工棟)

非常用電源設備

環境モニタリング設備

· 廃液処理設備(6)(放射線管理棟)

・ペレットトレイ用台車(2)

• 不純物分析設備

<u>・試料回収ボックス</u> <u>(ポリビン部)</u>

・物性測定設備

放射性気体廃棄物廃棄設備

(第33、34条関係)	【補正申	ョ請】別表第1−3 保安上特に管理を必要とする	設備	(第33, 34条関係)
管 理 内 容	所属	設 備 及 び 機 器 名 称	員数	安全機能番号
・別表第2第2項の <u>制限値</u> 以下で取り扱う	(28)	・ペレットトレイ用台車(2)	1台	572
・ウラン量を核的制限値以下にする	(43)	• 不純物分析設備	1式	907
・ウラン量を核的制限値以下にする	(43)	・物性測定設備	1式	908
・ウラン量を核的制限値以下にする	(43)	・試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1基	909
・設備の機能を常に確保する	(44)	・気体廃棄設備(1) (工場棟転換工場)	1式	608~639
	(44)	・気体廃棄設備(2) (工場棟成型工場)	<u>1式</u>	640~652
	(44)	· 気体廃棄設備(3) (加工棟成型工場)	<u>1式</u>	653~665

所属	設備及び機器名称	員数	安全機能番号	管 理 内 容	改訂理由
					・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含ま
(28)	・ペレットトレイ用台車(2)	1台	572	・別表第2第2項の <u>制限</u> 以下で取り扱う	れるため、「制限」に変更するもの。
(43)	• 不純物分析設備	1式	907	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
(43)	・物性測定設備	1式	908	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
(43)	・試料回収ボックス - :	1基	909	・ウラン量を核的制限値以下にする	_
	(不純物分析設備付帯設備) ・気体廃棄設備(1)				
(44)	(工場棟転換工場)	<u>1式</u>	608~639	・設備の機能を常に確保する	
(44)	<u>・気体廃棄設備(2)</u> (工場棟成型工場)	<u>1式</u>	640~652	・設備の機能を常に確保する	
	<u> </u>				
(44)	(加工棟成型工場)	<u>1式</u>	653~665	・設備の機能を常に確保する	・設備名を明記(気体廃棄設備(1)~(6))
(44)	<u>・気体廃棄設備(4)</u> (第3核燃料倉庫)	<u>1式</u>	666~678	・設備の機能を常に確保する	・保安規定第33条(3)閉じ込め機能を有する設備である ため記載。
	<u>・気体廃棄設備(5)</u>				/この月に年文。
(44)	(第1廃棄物処理所)	<u>1式</u>	679~692	・設備の機能を常に確保する	
	· 気体廃棄設備(6)	1式			
(44)	<u>(第2廃棄物処理所、</u> シリンダ洗浄棟)		693~706	・設備の機能を常に確保する	
(45)	- 廃液処理設備(1)(転換工場)	1式	707~726	・設備の機能を常に確保する	
(45)		1式	727~751	・設備の機能を常に確保する	
(45)	・廃液処理設備(3) (シリンダ洗浄棟) ・廃液処理設備(4) (加工棟)	1式	752~761		・保安規定第33条(3)閉じ込め機能を有する設備であるため記載。
(45)	・廃液処理設備(6)(放射線管理棟)	1式	772~775	・設備の機能を常に確保する・設備の機能を常に確保する	
(43)	一元次定在以偏(0)(以为称目在体)	111	772773	・設備の機能を高し唯体する	
(46)	非常用電源設備	1式	887~889	・設備の機能を常に確保する ・非常用ディーゼル発電機の7日間継続運転が	・事業許可での約束事項(保安規定第82条に記載)
				<u>可能な燃料を常に確保する</u>	
(47)	<u>放射線管理設備</u>	1式	-	・設備の機能を常に確保する	・保安規定第33条(5)放射線管理設備と表現を合わせる もの。
(0)					・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納
(6)	<u>• pH調整槽</u>	2基	186	<u>・ウラン量を核的制限値以下にする</u>	できるもの)とするもの。
				・複数の運転員により試薬投入量を確認する	・廃液側にウランが移行するリスクを回避するため、複 数の運転員によりダブルチェックすることを新たに定
				・複数の連転員により武楽技入車を確認する	数の連転員によりダブルデェック することを新たに定め、記載するもの。
				・カーン・ナCOOSON トの伝体温度での 5味明い ト	・H/U=0.5を担保するための運転条件として従前より対
(6)	<u>• 仮焼炉</u>	1基	198	・ウランを600℃以上の仮焼温度で0.5時間以上 仮焼する	応済みである項目につき明文化するもの。社内レベルで ある三次文書から今回、認可文書である保安規定に追記 ***
					するもの。
(7)	<u>· 沈殿槽</u>	2基	223	・複数の運転員により試薬投入量を確認する	・廃液側にウランが移行するリスクを回避するため、複数の運転員によりダブルチェックすることを新たに定数の運転量を表する。
					め、記載するもの。
(3)	<u>・ 乾燥機</u>	2基	72	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・改訂前の保安規定では記載なし(厚み制限(人が厚みを 管理しているもの)であるため追加)
(9)	<u>・シリンダ洗浄装置</u>	1式	249	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納
(9)	- フリングルが衣屋	124	240	一 フラン里で1公田が同以間以下にする	できるもの)とするもの。
(9)	· 洗浄液受槽 (1)	1基	254	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納 できるもの)とするもの。
(9)	・液受槽	1基	263	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納
(3)		- 48	200	C TAR CHARGE FA L. L. A. A.	できるもの)とするもの。
(10)	・ペレット移替機(1) (圧粉体密度測定装置)	1基	307	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納 できるもの)とするもの。
(10)	・ペレット移替機(2)	1基	307	・ウェン是を抜め制用値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納
(10)	<u>(圧粉体密度測定装置)</u>	128	307	・ウラン量を核的制限値以下にする	できるもの)とするもの。
(12)	・ペレット寸法密度検査装置	1基	345	・ウラン量を核的制限値以下にする	・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限(物理的に収納できるもの)であるため追記)
					・記載の適正化(焼結体密度測定装置→焼結体密度検査
(12)	<u>· 焼結体密度検査装置</u>	1基	346	・ウラン量を核的制限値以下にする	装置) ・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限(物理的に収
(4.0)	.0		057		納できるもの)であるため追記) ・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限(物理的に収
(13)	<u>・ペレット明替機</u>	1基	357	<u>・ウラン量を核的制限値以下にする</u>	納できるもの)であるため追記)
(13)	<u>* 粉砕機(1)</u>	1基	361	・ウラン量を核的制限値以下にする	・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限(物理的に収納できるもの)であるため追記)
(10)					・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限(物理的に収
(13)	- 粉砕機(2)	1基	361	<u>・ウラン量を核的制限値以下にする</u>	納できるもの)であるため追記)
(16)	・ペレット寸法密度測定台	1基	426	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・新規製作設備であり厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した。
(4.7)	40.24.00				・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限(物理的に収
(17)	<u>· 粉砕機</u>	1基	437	・ウラン量を核的制限値以下にする	納できるもの)であるため追記)
(22)	・天井走行クレーン(転換5t)	1基	494	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注 1)	・改訂前の保安規定では記載なし(減速度制限(H/U= 0.088を取り扱う貯蔵設備)としたため追加)
(05)			EAC	+=> 0 F 2 + 4 + 4 + 4 12 12 12 12 12 12 12	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管
(25)	<u>・圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)</u>	1基	546	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	理しているもの)としたため追加した
(25)	焼結ペレットー時貯蔵棚(3)	1基	550	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(05)	· 本屋物理 / ** L L \	20/00	CCC	+->=++++++==+×	・新規製作設備であり質量制限(物理的に収納できるも
(25)	<u>・金属容器(ペレット)</u> 	30個	555	・ウラン量を核的制限値以下にする	の)としたため追加した。
(25)	・仕上りペレットー時貯蔵棚	4基	573	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(25)	・仕上りペレット貯蔵棚	1 =	574	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管
(23)	・江エッペレット対象例	<u>1式</u>		・・ソランの序のを核的制版値以下にする	理しているもの)としたため追加した
(26)	·燃料棒一時貯蔵棚	2基	579 581	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(26)	- See 160. etc	1.4	586	・ウェンの原える状が刺風はいてにまる	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管
(26)	<u>・運搬車</u>		J00	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	理しているもの)としたため追加した
(28)	・圧粉ペレット貯蔵棚	<u>1基</u>	564	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(28)	・焼結ペレット貯蔵棚	1基	566	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管
(20)	ZXTM Z A.J. (86/10)	_1 45	000	ファッチャCC TX ETIMIHIX 地以 FIに 9 句	理しているもの)としたため追加した
(29)	<u>·燃料棒貯蔵棚</u>	<u>1基</u>	587	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(29)	· 燃料棒構內運搬車	1台	589	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・台車使用エリアに基づく管理が必要なため追加した。
					· 東紫社司亦再(= /赴() 扒+±4)4 ☆ BB (= /b/4 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +
/800	☆/ / □ □ ★☆ 1½ ┍┡╕ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□	3.4	100	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書	・事業許可変更に伴い粉末輸送容器に収納された粉末の 核燃料物質のH/Uを他社から受入れることとしたため追
(30)	<u>·粉末輸送容器貯蔵枠</u>	<u>1式</u>	486	<u>のH/Uを他社から受入れる前に確認する</u> ・積載数を核的制限値以下にする	加した。 ・貯蔵容器の段積みに制限があるため、積載数の制限を
					記載した。
				・UF。の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	・核的制限値変更に伴い新たに減速度制限(H/U=0.088 を取り扱う貯蔵設備)とするもの。
(30)	・天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)	1基	490	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書	・事業許可変更に伴い粉末輸送容器に収納された粉末の
				のH/Uを他社から受入れる前に確認する	核燃料物質のH/Uを他社から受入れることとしたため追加した。
,	\$0b- ptg 80 144 -b- ptg 10 -b-				A+#=
(33)	<u>・粉末容器構内運搬車</u>	1台	543	<u>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</u>	・台車使用エリアに基づく管理が必要なため追加した。
(34)	・ペレット構内運搬容器	<u>1台</u>	578	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・台車使用エリアに基づく管理が必要なため追加した。
(27)	・保安秤量器	10.4	923	・ウラン要素技術制明体のマルナス	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納
(37)	(成型工場1) ~ (成型工場10)	<u>10台</u>	920	・ウラン量を核的制限値以下にする	できるもの) とするもの。
(37)	<u>・保安秤量器</u> <u>(ウラン管理 4)</u>	<u>1台</u>	923	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納 できるもの)とするもの。
(37)		1台	923	・UF。の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	・核的制限値変更に伴い新たに減速度制限(H/U=0.088
(01)	<u>(ウラン管理1)</u>	413		MESON OF HERON 7 OF VIET 1	を取り扱う貯蔵設備)とするもの。
(38)	<u>・保安秤量器</u> <u>(ウラン管理3)</u>	<u>1台</u>	923	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(39)	<u>・保安秤量器</u> (加工棟1)~(加工棟9)	9台	923	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
	- (/// - (/// - (/// - (/// - (/// - (/// - (/// - (/// - (/// - (/// - (/// - (/// - (/// - (/// - (/// - (// - (/// - (/// - (// - // - (// - (// - (// - // - (// - (// - (// - // - (// - (// - // - (// - // - (// - // - (// - // - (// - // - (// - // - (// - // - (// - // - (// - // - (// - // - (// - // - (// - // - (// - // - (// - // - // - (// - // - // -))))))))))				
(40)	・保安秤量器	1台	923	・UF。の材料証明書のH/Uを確認する(注1)・粉末輸送容器に収納された粉末の核燃料物質	・核的制限値変更に伴い新たに減速度制限(H/U=0.088
(40)	<u>(ウラン管理5)</u>	- 0	920	・枌木輌送谷器に収納された枌木の核燃料物質のH/Uを他社から受入れる前に確認する	を取り扱う貯蔵設備)とするもの。
(41)	<u>・保安秤量器</u> (ウラン管理 6)	2台	923	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納
,	<u>(ウラン管理7)</u>			S INDESTRUCTION I IS 7 W	できるもの) とするもの。
(42)	<u>・保安秤量器</u> <u>(分析 1)</u>	2台	923	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの
/	(分析2)				できるもの) とするもの。
(43)	· 同位体分析設備	<u>1式</u>	906	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納 できるもの)とするもの。
(AF)	. 成冰加油机堆 / C、 / 土 44 — 12、	4 -4	700	・記港の機能を選になります。	・新規製造設備であり、保安規定第33条(3)閉じ込め機
(45)	<u>・廃液処理設備(5)(転換工場)</u>	<u>1式</u>	762	・設備の機能を常に確保する	能を有する設備であるため記載。